

青森大学ブランディング研究センター規程

(趣旨・設置)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）の4学部の教育研究活動の特色を国内外の経済情勢や地域性、社会的ニーズに即して、より効果的に発現させるために、青森大学附属総合研究所第2条第2項の規定に基づき、青森大学ブランディング研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは本学の人的・知的資源をブランディングの理念と方策に沿って最大限に生かしながら、民間企業、市民社会・NPO/NGO、大学・研究機関、自治体・政府機関、個人との連携協力を通して、青森県内外の社会経済文化の発展に寄与することを目的とするものである。

(業務)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げるプログラムを企画し、実施する。

- (1) 本学の教育活動の相乗効果を通じたブランド力向上の研究及びその企画
- (2) 地域社会の様々な利害関係者との折衝
- (3) 大学の教育改革の調整窓口
- (4) 自己点検評価
- (5) 独自色を広く伝える広報
- (6) その他第2条の目的を達するために必要な事項

2 センターは、前項の業務を的確に実施するために必要な研究を行う。

3 センターは、前2項の業務を実施するに当たって、本学の計画及び方針を踏まえ、本学教務委員会、附属総合研究所等と適切な連携を図るものとする。

(組織)

第4条 センターに、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員を置く。

- (1) センター長（1名）
- (2) 副センター長（1名）
- (3) センター員（各学部教員2名以内）
- (4) センター事務員
- (5) 客員研究員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長はセンターの活動に関する事項を統括する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(センター員)

第7条 センター員は、第3条第1項及び第2項に定める人材育成及び研究に関する業務に従事する。

- 2 前項に規定するセンター員のほか、各学部教員の中から、センターの研究プロジェクトを推進する教員を置くことができる。

(客員研究員)

第8条 センターは、実用に応じて外部の専門家、有識者を客員研究員とすることができる。

- 2 客員研究員は、センター長の指名に基づき、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。

(運営会議)

第9条 センターが行う業務を円滑に実施するため、ブランディング研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次の各号について審議し決定する。

- (1) センターの事業計画に関する事項
 - (2) その他センターの運営に関する重要事項
- 2 運営会議は、センター長が招集し、主宰する。
 - 3 運営会議の委員は、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員とする。
 - 4 運営会議は、必要に応じ、委員以外の教職員、外部有識者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 センターの事務は、センター長、副センター長、センター事務員が行う。

- 2 センター事務員は、センターの庶務及び会計事務を担当する。

(その他)

第 1 1 条 この規程に定めるものの他、運営方法等必要なことは別に定める。

(改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、大学運営会議が審議し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。